

令和3年1月14日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

緊急事態宣言発出にともなう課外活動への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、愛知県についても、1月14日から2月7日までの期間を対象に緊急事態宣言が発せられました。これに伴い、愛知県からも緊急事態措置の発表があったところです。本学の課外活動に関する活動指針については、当面、変更の予定はありませんが、不要不急の外出の自粛や県をまたぐ不要不急の移動自粛が要請されているところから、課外活動の実施に当たっては下記の点に留意願います。

まず、1月8日付の通知に記載（下記に【I】として再掲）の感染防止対策を徹底するよう、各クラブ・サークルの構成員にあらためて周知願います。その上で、従前より活動回数を減らす、活動時間を短縮する等の対応を検討してください。また、夕方以降の活動については、各自午後8時までに帰宅できるような時間で活動を切り上げるようにしてください。また、1月8日の通知で、一都三県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）を開催地として行われる大会、イベント等への参加について原則禁止としましたが、栃木県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を開催地とする大会、イベント等についても同様とします。

言うまでもありませんが、マスクの着用等、日常的な感染防止対策については、課外活動中に限らず徹底してください。また、会食は行わないようにしてください。

なお、今後の県内及び学内の感染状況等によっては、課外活動における取扱いを変更することがありますので、ご承知おきください。

記

適用期間：令和3年1月14日（木）～ 令和3年2月9日（火）

【I】課外活動範囲

感染症対策申請書の許可を得て、感染防止措置を徹底することを条件に、練習を可とします。なお、**次の感染対策が申請書に盛り込まれていない団体は、再**

度、申請を行い、許可を得てください。

《感染症予防対策申請書に必ず記載し、実施すべき感染対策》

- (1) 練習時間を短時間とし、食事時間をまたいで練習を行わないこと。
規模の大小や外食か自宅かに関係なく、会食自体を行わないこと。
- (2) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールすること。
- (3) 屋内施設で取るべき感染対策
 - ① マスクを着用して活動を行う場合は、前後左右1m程度（両手を伸ばして触れない程度の距離）の対人距離をとること。
 - ② 活動中のマスクの着用が困難で、マスクを外して活動を行う場合は、前後左右2mの対人距離をとること。
 - ③ 30分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5分～10分の換気を行うこと。
換気の際には、全員が当該練習室等から退出し、そのタイミングで手洗いもしくは手指消毒とうがいを行うこと。
 - ④ 接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定し、練習グループを分けて行うこと。
 - ⑤ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- (4) 屋外施設で取るべき感染対策
 - ① 接触を伴う練習以外では十分な対人距離をとること。
 - ② 接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定し、練習グループを分けて行うこと。
 - ③ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
 - ④ 屋外施設で活動する場合でも、マスクの着用が可能な場合は、着用して活動すること。

※所属団体から陽性者が出た際に、接触を伴う活動があった場合や換気・対人距離の確保がしっかり行われていないと判断された場合、陽性者と同じ場所、時間で練習を行った全員が濃厚接触者と特定されたり、参加していない部員を

含め団体全体の活動自体が停止となったりする可能性があります。各クラブ・サークルの活動自体を止めないためにも、所属連盟や関係する業種で出されている感染対策のガイドラインに加えて、換気・手洗い・マスク着用等の徹底、対人距離の確保、接触をとまなう練習相手や練習グループの限定といった上記感染対策をしっかりと遵守するようにしてください。また、**感染防止対策は、課外活動中に限らず常に実践し、会食も行わないようにしてください。**マスクの着用についてはかねて徹底をお願いしているところですが、**マスクをしないで談笑している姿が未だに目撃されています。学内外問わずマスクは常に着用してください。**感染防止対策が徹底されない場合、課外活動の一時中止を求めることもあり得ます。

【Ⅱ】 その他

今回の通知に記載されていない内容については、第9報・第10報での対応と同様の取扱いとします。

今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

《問合せ先及び書類提出先》
学生支援課課外活動係
gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp